広島県告示第五百八十三号

県立びんご運動公園の附属設備の利用料金の範囲を次のように定め、平成十四年広島県告示広島県都市公園条例(昭和五十五年広島県条例第二十九号)別表第二の規定により、広島 料金の範囲)は、廃止する。 第三百十八号(広島県都市公園条例の規定による広島県立びんご運動公園の附属設備の利用

平成二十二年六月二十八日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

														場陸 上競技	
込み) 踏切板(ファール判定ゴム板	トラック標識旗	温度計・湿度計	" (デジタル式)	風向風速計(中浅式)	ドル 三、〇〇〇メートル障害ハー	ハードル	周回表示器	スターター台	表彰台	ハンマー	砲丸	円盤	槍	出発合図用黒板	区分
一回当たり	一回当たり	一回当たり	一回当たり	一回当たり	一回当たり	一回当たり	一回当たり	一回当たり	一回当たり	一回当たり	一回当たり	一回当たり	一回当たり	一回当たり	単位
四〇円以内	八〇円以内	四〇円以内	六七〇円以内	四一〇円以内	九一〇円以内	六〇円以内	二〇〇円以内	一六〇円以内	一六〇円以内	八〇円以内	四〇円以内	四〇円以内	四〇円以内	七〇円以内	利用料金の範囲

四〇円以内	一式につき	スターティングブロック
一六〇円以内	一回当たり	ハンマー吊台
一六〇円以内	一回当たり	砲丸置台
一六〇円以内	一回当たり	円盤置台
八四〇円以内	一式につき	投てき距離標識
一六〇円以内	一回当たり	槍立て台
一六〇円以内	一回当たり	ポール置台
四〇円以内	一組につき	決勝柱
三四〇円以内	一組につき	棒高跳用支柱
一七〇円以内	一回当たり	走高跳用支柱
100円以内	一回当たり	ビーチパラソル
三〇円以内	一回当たり	選手用長いす
八四〇円以内	一式につき	マラソン用器具
三〇円以内	一回当たり	役員席用机
二三〇円以内	一回当たり	運搬車
三〇円以内	一回当たり	棒高跳用バー
三〇円以内	一回当たり	走高跳用バー
八四〇円以内	一回当たり	棒高跳用マット
五〇〇円以内	一回当たり	走高跳用マット
三〇円以内	一回当たり	バー上げ器

サブ 冷		タセーンツ	ーアナリ		球技場 昭		設 冷					備昭	テ	を陸			雷	*	写	
冷暖房設備	冷暖房設備	光得点	仮設ステ		備照 明 設		設 備 暖 房					備照 明 設	テント	除く。			電光掲示盤	光波距離計	写真判定装置	
設備	政 備	電光得点表示盤	クージ台	全点灯	五〇%点灯	会議室	大会議室	全点灯	七五%点灯	五〇%点灯	二五%点灯	一五%点灯		を除く。)を除く。)			小盤	两計	.	
一時間につ	一時間につ	一回当たり	一回当たり	き間につ	一時間につ	き間につ	一時間につ	き間につ	き間につ	き間につ	一時間につ	き間につ	一帳につき	一回当たり	一日につき	半日につき	き間につ	一回当たり	一回当たり	一回当たり
一、八〇〇円以内	四、八〇〇円以内	二、一〇〇円以内	二六〇円以内	三、四〇〇円以内	一、九〇〇円以内	一三〇円以内	二六〇円以内	二六、四〇〇円以内	二〇、一〇〇円以内	一三、七〇〇円以内	七、八〇〇円以内	四、〇〇〇円以内	一三〇円以内	七、五〇〇円以内	一七、九〇〇円以内	一一、九〇〇円以内	三、九〇〇円以内	一、九〇〇円以内	五、四〇〇円以内	

							野球場			テニスコ		室会							
							備照	備	声 照			室会議設治	冷	Ľ	Ľ	ワ	<u> </u>	スラ	覚 室 タ ー オ 1
				Γ			備照明設		開 明 設	議室冷		設冷備暖房	冷暖房設備	ビデオプ	ビデオカ	イヤレ	六ミリ	イド	 バ
		る場合外に使用す	スポーツ以アマチュア			合用する場	スポーツにアマチュア	一般コート	センターコー	会議室冷暖房設備	B	Â	備	ロジェクター	メラー式	スマイク	映写機	映 写機	ヘッドプロ
全点灯	点五灯%	点四 灯 () %	点二 %	全点灯	点五灯%	点四 灯 () %	点灯%	ト及び	ļ.					ı					ジェク
き間につ	き間につ	き間につ	き間につ	き間につ	き間につ	き間につ	一時間につ	一分につき	一分につき	一時間につ	一時間につ	一時間につ	き一時間につ	一日当たり	一回当たり	一回当たり	一日当たり	一日当たり	一日当たり
一八八、五〇〇円以内	九四、三〇〇円以内	七五、四〇〇円以内	三七、七〇〇円以内	三七、七〇〇円以内	一八、九〇〇円以内	一五、一〇〇円以内	七、六〇〇円以内	七円以内	三〇円以内	一三〇円以内	一三〇円以内	一三〇円以内	二六〇円以内	五四〇円以内	九四〇円以内	一三〇円以内	六七〇円以内	六七〇円以内	二六〇円以内

	b		
八八〇円以内	一時間当た	拡声装置	
一三〇円以内	一回当たり	シャワー設備(温水)	
一三〇円以内	たり 間当	電気設備	共通
一、三〇〇円以内	一回当たり	移動式ネット	
三九〇円以内	一回当たり	トスゲージ	
二六〇円以内	一回当たり	ピッチングゲージ	
四、一〇〇円以内	一回当たり	バッティングゲージ	
九、八〇〇円以内	一日につき		
五、九〇〇円以内	半日につき		
二、〇〇〇円以内	き間につ	スコアボード一式	
一三〇円以内	につき	冷暖房設備	

備考

- 継続して五時間を超え八時間以内使用する場合をいう。 「半日」とは、継続して三時間を超え五時間以内使用する場合をいい、「一日」とは、
- 二 この表の電気設備の利用料金の範囲は、器具の持込みをして電力を利用する場合の利 用料金の範囲をいい、持込器具の定格消費電力の合計により算定するものとする。
- \equiv この表の設備の取付け及び操作は、 利用者において行うものとする。
- 兀 場使用については、適用しない。 共通項目のシャワー設備(温水)の利用料金の範囲については、 温水プール及び野球